

平成28年度葉山町議会第3回定例会提出議案

- 議案 13 平成28年度葉山町一般会計補正予算(第2号)
- 14 平成28年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 15 平成28年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 16 平成28年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 17 平成28年度葉山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 18 決算の認定について(平成27年度葉山町一般会計歳入歳出決算)
- 19 決算の認定について(平成27年度葉山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
- 20 決算の認定について(平成27年度葉山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 21 決算の認定について(平成27年度葉山町介護保険特別会計歳入歳出決算)
- 22 決算の認定について(平成27年度葉山町下水道事業特別会計歳入歳出決算)
- 23 葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 24 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 5 健全化判断比率の報告について
平成27年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するもの
- 6 資金不足比率の報告について
平成27年度決算に基づく葉山町公営企業(下水道事業特別会計)の資金不足比率について報告するもの
- 7 専決処分の報告について
葉山町クリーンセンターにおいて発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの
- 8 専決処分の報告について
議員報酬及び期末手当の支給に係る損害賠償(遅延損害金)の額を定める専決処分について報告するもの

平成 28 年度 9 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	9,574,460	454,213	10,028,673	
特 別 会 計	国民健康保険	4,141,783	89,207	4,230,990
	後期高齢者医療	933,257	43,268	976,525
	介護保険	2,855,509	137,414	2,992,923
	下水道事業	1,463,336	8,836	1,472,172
	計	9,393,885	278,725	9,672,610
合 計	18,968,345	732,938	19,701,283	

1 一般会計

(1)歳入

- 地方特例交付金(減収補てん特例交付金) 695 千円
- 地方交付税(普通交付税) 48,734 千円
- 国庫支出金
 - ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 4,866 千円
 - ・子ども・子育て支援交付金 2,932 千円
 - ・放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金 777 千円
 - ・年金生活者支援給付金支給準備事業費補助金 216 千円
- 県支出金
 - ・地域密着型サービス施設等整備費補助金 32,000 千円
 - ・施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金 3,105 千円
 - ・子ども・子育て支援交付金 2,932 千円
- 繰入金
 - ・財政調整基金繰入金 50,000 千円
 - ・国民健康保険特別会計繰入金 1,916 千円
- 繰越金(前年度剰余金) 406,040 千円

(2)歳出

- 職員給与費 204 千円
 - 長等に対する通勤手当支給に伴う更正増
- 基金積立金

・ 財政調整基金積立金	170,000 千円
・ 公共公益施設整備基金積立金	200,000 千円
➤ 小規模多機能型居宅介護事業所に対する補助	
・ 平成 29 年 4 月事業開始予定の小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備及び開設準備経費に対する補助	35,105 千円
・ 既存の小規模多機能型居宅介護事業所に対するスプリンクラー設備の整備に対する補助	4,866 千円
➤ 後期高齢者医療特別会計繰出金(後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金)の更正増	2,330 千円
➤ 障害児通所施設への備品購入費に対する補助	600 千円
児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所への備品購入費補助	
➤ B 型肝炎の定期予防接種化に伴う関連経費の増額	2,524 千円
対象者は 1 歳に至るまでの間にある者(平成 28 年 4 月 1 日以後の出生者に限る)	
➤ 放課後児童クラブに対する補助の増額	9,833 千円
放課後児童支援員(常勤)の配置及び ICT 環境整備(PC 等)に対する補助	
➤ 下水道事業特別会計繰出金の更正減	20,000 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	48,751 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ 国庫支出金	
・ 財政調整交付金(特別調整交付金)	422 千円
・ 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	1,494 千円
➤ 繰越金(前年度剰余金)	87,291 千円

(2) 歳出

➤ 前期高齢者納付金の更正増	109 千円
➤ 一般会計繰出金	1,916 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	87,182 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1)歳入

- 一般会計繰入金(後期高齢者医療広域連合療養給付費繰入金) 2,330 千円
- 繰越金(前年度剰余金) 40,938 千円

(2)歳出

- 後期高齢者医療広域連合納付金の更正増 2,330 千円
- 予備費(歳入歳出額の調整) 40,938 千円

4 介護保険特別会計

(1)歳入

- 国庫補助金(介護保険事業費補助金) 276 千円
- 繰越金(前年度剰余金) 137,138 千円

(2)歳出

- 介護給付費適正化推進事業関連経費 276 千円
ケアマネジメントの適正化への取り組み(国のモデル事業)
・事業運営委員会委員報酬、ケアマネジメント支援員謝礼
- 介護保険給付費支払基金積立金 60,000 千円
- 平成 27 年度介護給付費等の確定による支払基金交付金の精算返還金 7,922 千円
- 予備費(歳入歳出額の調整) 69,216 千円

5 下水道事業特別会計

(1)歳入

- 一般会計繰入金 20,000 千円
- 繰越金(前年度剰余金) 28,836 千円

(2)歳出

- 予備費(歳入歳出額の調整) 8,836 千円

条例の概要

題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

本町が保険者として運営する介護保険制度において適切なケアマネジメントを確保するための葉山町ケアマネジメント適正化推進事業運営委員会を、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として新たに設置することとした。

2 内 容

町長の附属機関として葉山町ケアマネジメント適正化推進事業運営委員会を置き、委員の報酬は規則で定めることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

常勤の特別職に属する職員に通勤手当を支給することとした。

2 内 容

- (1) 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の施行の際現に在職する教育長のその教育委員会の委員としての任期中はなお効力を有する教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例において、通勤手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の例によることとした。
- (2) 常勤の特別職に属する職員の通勤手当の額及びその支給方法は、一般職の職員の例によることとした。

3 施行期日

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行することとした。